

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出にについて	・・・	2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	・・・	6

公 示

24C05号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年10月3日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	24C05
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	イーグルバス 株式会社
対象となる路線	<p>事案番号 24C05-1 埼玉県飯能市宮沢85番地3先 埼玉県日高市高麗川3丁目1番地12先 2. 27キロ</p> <p>事案番号 24C05-2 埼玉県日高市高麗川3丁目1番地12先 埼玉県日高市高麗川1丁目1番地27先 0. 11キロ</p> <p>事案番号 24C05-3 埼玉県日高市高麗川1丁目1番地27先 埼玉県日高市高麗川1丁目1番地27先 0. 04キロ</p> <p>事案番号 24C05-4 埼玉県日高市上鹿山265番地2先 埼玉県日高市上鹿山689番地5先 0. 64キロ</p> <p>事案番号 24C05-5 埼玉県日高市上鹿山689番地5先 埼玉県日高市下鹿山437番地1先 1. 8キロ</p> <p>事案番号 24C05-6 埼玉県日高市下鹿山437番地1先 埼玉県日高市高萩630番地2先 2. 1キロ</p> <p>事案番号 24C05-7 埼玉県日高市高萩630番地2先 埼玉県日高市高萩630番地2先 0. 02キロ</p>

	事案番号 24C05-8 埼玉県日高市上鹿山527番地先 埼玉県日高市上鹿山527番地先 0.04キロ 事案番号 24C05-9 埼玉県飯能市宮沢27番地1先 埼玉県飯能市宮沢27番地12先 0.24キロ 事案番号 24C05-10 埼玉県飯能市宮沢27番地12先 埼玉県飯能市宮沢27番地12先 0.18キロ
廃止の予定日	令和7年4月1日
廃止を必要とする理由	近年の利用の減少や燃料費・人件費の高騰による業績の悪化が続き、これ以上採算性の低い区間の維持確保は会社経営上困難となったため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は埼玉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

(参 考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることによって実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年10月3日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B21号 株式会社 アルビス

1. 令和6年9月3日
2. 群馬県A地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間及び加算時間を15分に短縮する。

- | | |
|-----------|------|
| (ア) 特定大型車 | 下限運賃 |
| (イ) 大型車 | 下限運賃 |
| (ウ) 普通車 | D運賃 |

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年10月3日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B22号 合同会社 イノベーションプラス

1. 令和6年9月9日
2. 京浜地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間を30分、加算時間を15分に短縮する。

(ア) 普通車 B運賃